

事 務 連 絡

令和7年3月19日

民間発注者団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業技術企画室
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

「建設業に属する業務を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の「確認結果票の作成に当たっての解説」の一部見直し等について

平素より、国土交通行政及び環境行政に対する御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年5月15日付け事務連絡「『建設業に属する業務を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について』の一部訂正について」により、「確認結果票の作成に当たっての解説」の一部訂正につきましてお知らせしていますが、この度、解説内の「土壌汚染対策法等の手續確認」の「手續の確認フロー」を分かりやすく見直しを行いましたのでお知らせいたします。

また、資源有効利用促進法の省令改正による建設発生土の搬出先確認制度の周知のため、元請業者向けのリーフレットを作成いたしましたので、合わせてお知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の企業に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

《添付資料》

○【別添2】確認結果票作成に当たっての解説（様式含む）（令和7年3月版）

○新旧対照表

○元請業者向けリーフレット（A3両面印刷版・ページ順版）

建設発生土の搬出先の適正確認を実施していますか？